

令和3年2月栄町教育委員会会議定例会議事録

期日 令和3年2月24日（水）開会：午後2時 閉会：午後4時10分

会場 栄町役場2階第4会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	藤 ヶ 崎 功
委 員(教育長職務代理者)	中 島 宣 行
委 員	大 久 保 雅 從
委 員	弘 海 千 鶴
委 員	石 川 京 子

欠席委員 なし

説明のため出席した職員

教育総務課長	磯 岡 和 之
学校教育課長	鳥 羽 英 之
生涯学習課長	勝 田 博 之
給食センター施設長	亀 田 浩

職務のため出席した職員

教育総務課長補佐（書記）	由 井 茂
教育総務課主事（議事録）	五 十 嵐 修

傍聴人：0人

1 教育長開会宣言

2 議事の進行 中島宣行委員（教育長職務代理者）

3 署名委員の指名 石川委員

4 会期 本日1日限り

5 教育委員の活動報告

令和3年 2月「教育委員の活動報告」

月	日	曜	場所	活動名	内 容
1	28	木	役場	委員勉強会	1人1台タブレット配布事業から、新学習指導要領に加えられた「プログラミング指導」の実際を体験しました。
2	1	月	役場	朝礼	2月の朝礼に参加しました。
	3	水	役場	会議	政策会議に参加しました。
	8	月	役場	会議	校長会議を開催しました。
	9	火	教育長室	人事面接	業績評価にかかる面談を実施しました。
			役場	会議	町教頭会議を開催しました。
	10	水	役場	会議	政策会議に参加しました。
	15	月	役場	会議	組織体制評価会議に参加しました。
	16	火	ふれプラ	面接	千葉県教育庁北総教育事務所面接に参加しました。
	18	木	役場	会議	政策会議に参加しました。
					教育委員会内課長会議を開催しました。
	19	金	役場	面接	業績評価にかかる面談を実施しました。
20	土	ふれプラ	会議	社会教育委員会会議を開催しました。	
24	水	役場	会議	教育委員会会議定例会を開催します。(報告3件, 議案3件)	

藤ヶ崎教育長：

「雪に耐えて梅花麗し」と西郷さんは詠っておりますが、「コロナに耐え、梅花麗し」とでも申しましょうか、春が少しずつ近づいてきているようです。このような中、栄町の新型コロナウイルス感染者の増加速度は少し鈍ってきているようで、昨日時点で86名と報道されています。金曜日には、母親の感染が判明しても、お子さんは陰性との報告が上がってきています。家庭内でも、学校同様に感染対策を十分に施してください。

さて、1月の定例会後には、「委員勉強会」として、今年度からの「新しい学習指導要領による、小学校のプログラミング学習」が追加されまして、遅ればせながら、1人1台タブレットを用いて、プログラミング学習体験をしていただきました。いかがだったでしょうか。子供たちの将来の夢に「ゲームプログラマー」なる職が出てきて久しく、現在では「ユーチューバー」も出てきています。また、eスポーツなるエレクトロニックスポーツとして、世界大会、果ては「オリンピック」種目にどうかという声も聞かれてきそうな世の中になっていますことを付け加えます。

次に、2月に入りますと、7日までの緊急事態宣言を避け、8日に校長会議を延期

したのですが、緊急事態宣言がひと月延期となり、宣言下での開催となりました。まず、2月5日の開催が流れた「印教連教育功労者表彰式」にて受賞された、安食小学校の鈴木佳子校長先生に、表彰状を伝達し、皆でお祝いした後に、会議を始めました。

新型コロナウイルス感染症関連では、県費負担教職員の新型コロナウイルス感染者が引き続き無く、立派であることを讃えた後に、県内学校の状況を示すとともに、栄町の現状を確認しました。

続いて、不祥事根絶では県の懲戒処分の再確認と指導について、働き方改革については県の勤務実態調査の確認、いじめ防止では現在までに町教委に届いている苦情はないこと、その他として、タブレットの貸出を開始したにも関わらず、一時停止をしたお詫びをしました。これについては、私の確認不足で、最も優先度が高いと私自身が考える、「自宅で使用する際のフィルタリングソフト」が整備されていないまま、貸し出していたための一時停止で、期待していた教職員並びに児童生徒にお詫びしたものです。

この件については、本日の議案の中に、フィルタリングソフトの導入を予算案として編成されていますので、ご安心ください。しかしながら、今回は、国の臨時交付金の第3段で予算化できましたが、というより予算化してくれましたが、教育委員会として、フィルタリングソフトを予算要望していなかったという消しがたい事実は残っています。大いに反省しています。

なお、弘海委員からご提言いただいた家庭でのWi-Fi自動接続ができるようデモを業者から示して貰っています。今後とも、事務局を補っていただければ幸いです。

9日、小学校の父親が来庁しての「いじめ相談」が学校教育課にありました。前日の校長会で、「現状のいじめ報告は届いていない」と校長先生方に話したばかりでしたが、父親によると、1月8日に学校へ相談したが、なかなか解決せず、子供が登校を拒否していることでの訴えでした。こちらについては、ようやくお子さんが登校し始めたのですが、現在も指導継続中であります。詳しくは、担当課長から後ほど報告いたします。

18日、教育委員会内課長会議を開催しました。まもなく年度末となり、私自身3年目を終えます。就任の際に、ホームページに掲げた言葉に「三年無改於父之道（三年父の道を変えねば 親孝行と言える）」という漢詩をもって、教育の信頼を継続するため、3年間は大きな変革を避けると明言しておりましたので、3年を終えるにあたって、各課長には、「教育委員会の活性化」として、次年度の課題をいくつか提示しました。次年度以降、皆様方には、教育委員会の活性化を目標に議案を練っているか、予算編成にご提言が入っているか、傍聴ゼロの解消等々、私を含めた事務局へのチェックをお願いしたいと思います。

20日、午前中、ふれあいプラザさかえにて「第2回社会教育委員会議」を開催し、日頃の生涯学習・社会教育への協力に感謝してきました。

そして、本日24日、祝日の翌日はふれあいプラザさかえは通常ですと休館でありましたが、事情があつて本日午前中、臨時の開館をしたところです。後ほど、担当課長から報告がありますが、本日と明日は、県立学校の入学者選抜であります。そのため、県立特別支援学校では、児童生徒が休みなので給食がない日となっています。ただ、試験監督は職員で行うため、昼の弁当を注文するにあたり、卒業生を受け入れてくれているふれあいプラザさかえの「ねむの木レストラン」に弁当を注文してくれるという温かみのある配慮だということです。ご案内のように昨年3月からほぼ1年に亘り、ふれあいプラザさかえの「ねむの木レストラン」も世間同様、不要不急の会食自粛要請から、ほとんどお客さんが入らない日が続いているとのことでした。

そのような中、本日昼に向けての弁当配送にあたっては、前日までの作り置きができないため、どうしても休館日である本日午前中に開館してもらって、配膳したいとのことでした。ねむの木の代表の方が、2月2日午前に来庁され、話をよく聞き、お帰りいただきました。その後、ふれあいプラザさかえの設置及び管理に関する条例を開きますと、2条に「福祉の増進を図り、もって心のかようふるさと作りに資するため」と規定され、同条例施行規則3条では「休館日は次のとおり、ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる」と規定されており、臨時会議を開催する暇がないため、私の臨時代理としたところです。その後、お礼の電話があり、「おかげさまで、ねむの木レストランでは、香取特別支援学校からの70食を作り、その他の場所でも他3校の弁当注文を受けていること、そしてこの注文により、コロナ禍の休業補償にも値する。」と話され、喜んでいましたことをお伝えします。

なお、障害者基本法第19条では、「国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もってその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に関する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。」と規定されておりますことを申し添えます。

そのうえで、本日9時過ぎに現地視察に伺うと、竹内課長補佐の休日出勤による臨時開館の中、レストラン職員3名の方々がテーブルに弁当パックを広げての盛りつけの真っ最中でした。ふれあいプラザさかえの設置及び管理に関する条例の第2条に規定している「心のかようふるさとづくり」に資することができたように感じました。詳しくは、報告第3号にて質疑願います。

それでは、本日の議案は3件、報告3件となります。よろしくご審議を願います。最後に、今年から1回に縮小された、今日明日の県立入試への「栄中学校3年生のがんばり」に期待し、活動報告といたします。

弘海委員：

2月3日の安食小学校の植樹作業に参加してきました。当日は、午前9時から午後3時まで校内で作業をしていました。子供たちが元気よくあいさつしてくれたり、その都度お礼の「ありがとうございます。」の感謝の言葉を言ってもらったりして、疲れがとぶくらいの気持ちになりました。とても嬉しかったです。子供たちのためにも、学校環境美化作業は、これからも続けていきたいと思いました。

## 6 案 件

議案第1号 令和2年度栄町一般会計教育費補正予算第12号について

磯岡教育総務課長：

議案第1号 令和2年度栄町一般会計教育費補正予算第12号について、提案理由をご説明いたします。

(資料により説明)

別紙のとおり令和2年度栄町一般会計教育費補正予算第12号について、議会の議決を求めるべく栄町教育委員会行政組織規則第7条第3号の規定により町長に申し入れることについて、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

内容について、教育総務課からご説明いたします。1ページの小学校の学校情報システムソフトウェア使用料のマイナス370,000円及び3ページの中学校の学校情報システムソフトウェア使用料のマイナス93,000円。こちらにつきましては、今年度各小中学校に1人1台のタブレットパソコンが導入されたことにより、今まで保守を含めた内容で契約していたソフトウェアを使用する必要がなくなったことにより、減額をするものです。

続きまして、2ページの布鎌小学校校舎工事設計委託の240,000円の減額です。こちらは、入札による執行残となっています。

鳥羽学校教育課長：

(資料により説明)

次に学校教育課からです。まず歳入の部です。1ページになります。感染症対策等の学校教育活動継続支援事業として、学校保健特別対策事業費補助金から2,200,000円を計上します。これは、小学校800,000円、中学校1,200,000円合計4,400,000円の内1/2となります。残り1/2は、地方創生臨時交付金から歳入の予定としています。

次は、学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金で、205,120円の減額補正です。これは、わくドラを実施しなかったことで謝礼の支払いがなかったことについての減額となります。

続いて、2ページからの歳出の部です。オンライン学習環境整備事業は、予算額に対する支払い済み額の差額の減額補正となります。4ページのオンライン学習環境整備事業追加分も同様となります。

5、6ページのオンライン学習環境整備事業3次分は、学校のタブレットを家庭でも使える環境とするためのフィルタリングの設定やモバイルルーターの購入と令和3年度の回線使用料となります。

7ページは児童生徒の安全な登下校環境整備事業として、4、5月にスクールバスを運行しなかった分の減額補正となります。

8ページは小学校感染症予防特別対策事業で、歳入でご説明しました4,400,000円分となります。消耗品費の615,000円、備品費の3,825,000円で、合計4,400,000円となります。実際に支出する時の状況を考え、4,400,000円より若干多く設定しています。

9、10ページは、スクールバス運行事業についてです。燃料費については、今後支出もあることも考え、補正には載せませんでした。運行委託に関しては、1,500,000円の減額補正としています。校外学習等で使用する車両借上料については、1,800,000円の減額となります。これは、新型コロナウイルス感染症予防のため、校外学習が行われなかった分の減額となります。このうち、「栄っこ宣言への流用分」とありますが、これは、今年度中に在庫が終わった「栄っこ宣言のクリアファイル」について、来年度の小学校1年生に入学式当日に配付することとし、早めの注文とするために、一部流用させていただいたものです。

11ページの校務支援ICT活用事業については、パソコン借上料として、12,083,000円の賃借料の支払い分となり、この契約でネットワーク借上料とデータセンター使用料が一括支払いとなることから、それらについて減額補正するものです。

12ページのその他特色ある学校づくり推進事業では、栄中学校卓球部の関東大会及び全国大会出場にかかる交通費等の支援を行います。

14ページのわくわくドラム推進事業では、わくドラを実施しなかったことで謝礼の支払いがなかったことについての減額となります。

15ページの学習環境充実事業では、小学校費では、消耗品費、不足調整のため20,000円の補正、中学校費では、来年度教科書が変わることによる教師用指導書の購入のための予算を計上しています。

17ページの新型コロナウイルス感染症関連対策分では、以前購入したタブレットをオンライン環境整備事業に移行した際の減額補正漏れを修正するものです。また、栄中学校の修学旅行がキャンセルとなった分の保護者負担補助として、298,000円を計上しています。

亀田給食センター施設長：

(資料により説明)

続きまして給食センターからです。18ページの給食運営推進事業では、配送委託費として4月5月の臨時休業に伴いまして配送業務委託を行わなかったため、2ヶ月分の613,982円の減額を行いました。

また、調理委託費としては、8月から新たに3年の長期契約を締結しまして、入札後の執行残として494,872円の減額を行いました。

勝田生涯学習課長：

(資料により説明)

続きまして生涯学習課からです。1、2、3ページの令和2年度歳入予算見積書についてです。こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の休止や時間短縮に伴い、歳入の減額となっています。

はじめに水と緑の運動広場の使用料を減額させてもらっています。次に房総のむらテニスコートの使用料は、修繕工事を行っているため、使用できず、休止分の使用料の減額となっています。ふれあいプラザさかえの施設使用料についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うふれあいプラザさかえの施設の利用休止及び時間短縮を行っているため、使用料の減額となっています。

2ページの社会教育施設使用料の体育館使用料については、コロナ禍の緊急事態宣言発令に伴い、施設利用を休止したための減額となっています。また、学校・家庭・地域連携協力推進事業としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び緊急事態宣言発令により、放課後ふれあい教室を中止したことにより減額しました。スポーツ振興くじ助成金につきましては、12月に行いましたさかえスポーツフェスタ～誰もがオリンピックを目指して～の3回目の陸上教室を中止し、それに伴い講師及びスタッフの報酬減額となっています。

3ページは、入場券販売代金についてです。こちらも、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い文化ホールで予定されていた入場券を販売するイベントが中止になったための減額となりました。

4ページからは、歳出の部になります。地方創生臨時交付金を活用して房総のむらテニスコート改修工事を行いました。1月に入札を行い、執行差額分330,000円を減額させていただきました。

5ページも地方創生臨時交付金を活用した事業で、ふれあいプラザさかえ文化ホール空調設備等改修工事になります。これは、ふれあいプラザさかえ文化ホールが開館後27年経っていて、2つの空調の内、1つが壊れてしまい、文化ホールの空調が機能していない状況になっています。今後は、4月以降にふれあいプラザさかえ文化ホールが、新型コロナウイルスのワクチンの接種会場となり会場として利用するために、地方創生臨時交付金を活用して、ふれあいプラザさかえ文化ホール空調設備等改修工

事を行う予定です。こちらの金額が 30,800,000 円となっています。

6 ページの放課後ふれあい教室事業についてです。放課後ふれあい教室が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業が中止となり、講師謝礼を減額したものです。減額予定は、371,000 円です。

7 ページの放課後ふれあい教室事業については、放課後ふれあい教室が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止となったため、消耗品費を減額したものです。

8 ページのふれあいプラザさかえ施設管理・運営事業の旅費についてです。年度当初にふれあいプラザさかえの窓口業務を委託できないかということで、先進地の視察を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び緊急事態宣言が発出されたことから、取り止めになりました。そのための旅費の減額になります。また、消耗品費では、ふれあいプラザさかえ文化ホールで予定していたチケット販売がイベント中止によりできなくなったため、消耗品費が減額となりました。光熱水費についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止等によりふれあいプラザさかえ文化ホール等の施設利用者が減少したことから、冷暖房等の利用が減り、減額となりました。

なお、ふれあいプラザさかえ非常用発電機点検委託として一部流用をさせています。

9 ページのふれあいプラザさかえ施設管理・運営事業の設備保守点検委託については、執行差額が発生したため、916,663 円の減額となっています。特殊建築物定期報告調査委託についても、執行差額が発生したため 571,772 円の減額となっています。文化ホール運営委託については、ふれあいプラザさかえ文化ホールの音響設備の委託を行っているため、今年については新型コロナウイルス感染症拡大防止等により、文化ホールで予定されていたイベントが中止になったため、4,207,320 円の減額となっています。下水道使用料については、新型コロナウイルス感染症拡大防止等によりふれあいプラザさかえ文化ホール等の施設利用者が減少したことから、下水道の使用が減り、212,917 円の減額となりました。

10 ページのスポーツ・レクリエーション交流事業の栄町スポーツ推進委員報酬については、活動がなかったための減額となっています。講師等謝礼については、さかえスポーツフェスタの陸上教室中止に伴う講師及びスタッフ報酬の減額となっています。また、卓球教室のスタッフが 5 名減ったので、報酬減額となっています。使用料及び賃借料については、さかえスポーツフェスタの親子体操教室を当初、順天堂大学で実施する予定でしたが、順天堂大学からコロナ禍のため中止ということで連絡があったため大型バス借上料が減額となっています。

11 ページのスポーツ環境整備事業の光熱水費については、房総のむら及び竜角寺台町民プールの電気及び水道料金の差額による減額となっています。下水道使用料についても、房総のむら及び竜角寺台町民プールの下水道使用料の差額による減額となっています。



大久保委員：

栄中学校の修学旅行が、中止になっていますがこれに代わるような行事は、実施されていますか。

鳥羽学校教育課長：

学校の方では、日帰りの校外学習を予定しています。

弘海委員：

3年生が3月8日の月曜日に朝、ふれあいプラザさかえを出発して、鴨川シーワールドとマザー牧場に1日かけて思い出遠足として行く予定です。内容的には、希望者による参加ということで、保護者からは承諾書の提出があります。

大久保委員：

子供たちにとっては、一番の思い出になるものなので、行くことができてよかったです。

弘海委員：

ただ、バスの中ではおしゃべりはしていけないこととなっていて、移動時間が長いのが、少しかわいそうかなと思っています。でも、楽しい思い出ができれば、卒業前のよいイベントになると思います。

中島委員：

参加者はどのくらいいるかわかりますか。

弘海委員：

詳しい人数は、わかりませんが、9割ぐらいは参加するという話です。バスの中でおしゃべりができないのと、新型コロナウイルス感染症がこわいことや、各家庭の事情でおじいさんやおばあさんへ感染させるのがこわいということなど、様々な配慮のもとで不参加という子供たちがいます。

《審議結果》

承認

議案第2号 令和3年度栄町一般会計教育費当初予算について

磯岡教育総務課長：

議案第2号 令和3年度栄町一般会計教育費当初予算について、提案理由及び内容をご説明いたします。

(資料により説明)

はじめに提案理由です。別紙のとおり令和3年度栄町一般会計教育費当初予算について、議会の議決を求めべく栄町教育委員会行政組織規則第7条第3号の規定により町長に申し入れることについて、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

資料を見ていただいて、「令和3年度当初予算案について」です。これは、今の所の最新の情報を掲載してあります。

1ページは、予算規模ということで、全体は6,783,500,000円の歳入、歳出となっています。下の表の9款教育費については、685,129,000円となっていて、全体額の10.8%となっています。昨年と比較すると61,827,000円の減額となっていますが、これは布鎌小学校の大規模改修事業が減少したことによるものです。

続きまして内容です。資料の4ページの55継続事業として、学校給食センター建替事業になります。これは、「将来にわたって安全安心な学校給食が提供できるよう、老朽化が著しい給食センターの建て替えを進めていきます。」ということで、学校給食センター建設のための業務委託として、地質調査業務委託5,700,000円、実施設計業務委託24,000,000円となっています。

次に令和3年度の栄町予算書の綴りをご覧ください。この中で全てを説明するのは、かなり時間がかかりますので、教育総務課の主な変更点を説明させていただきます。20ページと23ページになります。現在小中学校で使用しているコピー機と印刷機が令和3年度4月に契約が終了します。新たな試みとして、小中学校でかかる印刷機とコピー機の借上げを集約して、一年間で設定した枚数の上限まではコピーやカラーコピーが使用できるという条件での印刷機を導入する予定です。このため、各小中学校では、印刷等にかかるトナーやインクなどの消耗品の購入の必要がなくなります。枚数を全校で2,300,000枚という契約をしていて、その範囲内であればカラーコピーでも何でもできるようになっています。そのようにすることで、テストやドリル、プリントなどをカラー印刷にすることができ、人物や建物、図解資料などがとても見やすくてわかりやすくなります。また、子供たちの理解度が上がり、学力も向上してくると言われ、新しい試みとして行っていきます。

鳥羽学校教育課長：

(資料により説明)

続いて、学校教育課からです。同じく主要事業を中心に説明させていただきます。

48,教員アシスタント職員活用事業は継続実施となります。

49,個に応じた授業を推進するための教員の配置事業は、次年度も小中学校に授業

補助の学校支援教員と特別な支援を必要とする児童生徒の支援の介助員を配置します。令和3年度予算ですが、16,740,000円となっておりますが、18,740,000円の誤りです。訂正願います。本資料は財政課に提出した原本ですが、その後訂正等があり、この後もいくつか修正があります。申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

50,ALT配置事業は継続事業ですが、8月に3名いるALTの内、2名が帰国予定で、それに伴い2名を新しく採用します。ALTの報酬ですが、12,403,000円で、令和3年度の総額が、13,949,000円に訂正となります。

51,校務支援ICT活用事業は、予算増額し拡充事業となります。主に今年度導入した校務支援パソコンの使用料となります。

52,ICT教育環境整備事業は、予算増額し拡充事業となります。主に今年度導入した1人1台タブレットの使用料となります。著作権使用料については、「授業目的公衆送信補償金制度」により、著作権法に基づいた著作物の使用について町で一括して支払うものとなります。中学校分ですが、1,998円となっておりますが、誤りで、1人198円です。合計には誤りはありません。

53,就学援助事業は継続事業です。合計欄の上の段は小学校分、下の段が中学校分となります。

54給食運営推進事業は継続事業です。説明文中に「また、第3子以降の児童生徒の学校給食費の無償化を実施します。」を追加します。また、事業内容の(1)賄材料費64,000,000円の内無償化の5,307,000円を追加します。他の予算書の各事業については、本年度予算と大きく変わるものはございません。

勝田生涯学習課長：

主要事業については、生涯学習課で設定されているものではありませんので、栄町予算書にて説明させていただきます。

14ページ7款スポーツ環境整備事業ですが、例年、印旛郡市民体育大会では、栄町ではゴルフと相撲を行っていましたが、来年度はソフトボールと相撲の会場になりました。新たにソフトボール会場になることから、備品購入費としてソフトボール用備品を購入することになり、一部予算の増額となっております。

次に主な変更点を説明させていただきます。29ページの保健体育総務費です。来年度、東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されています。その関係でスポーツ・レクリエーション交流事業の使用料及び賃貸料としてオリンピック見学バス借上料を計上しています。こちらについては、町内で見学を希望している小学校児童の見学のためのバスを借上げするためのもので763,000円となっております。また、こちらには計上されていませんが、例年実施しているリバーサイドマラソンについては、現在スポーツ振興くじの助成金の申請を行っています。採択されれば、補正予算化して進めていきたいと思っておりますので、当初予算では、計上しておりません。

後は、例年どおりの予算計上となっておりますが、点検評価でいただいた指摘事項を生かしながら、予算の中で細かい点は改善していきたいと思っております。

石川委員：

教育総務課長から教育費が減額になったのは、布鎌小学校の大規模改修工事がなくなったからと説明されたと思っております。その内容は、以前の教育委員会会議で布鎌小学校の大規模改修工事をしますという話や選定の業者が入札で決まったという話のことでしょうか。

磯岡教育総務課長：

そのとおりです。

石川委員：

その工事が縮小したということですか。

磯岡教育総務課長：

布鎌小学校の大規模改修工事は、令和2年度予算で組んでいました。それを繰り越しして、令和3年度に大規模改修工事を実施します。当初予算同士の比較になりますので、令和3年度には布鎌小学校の大規模改修工事は入ってこなくなるので、その工事費の約70,000,000円がなくなりますので、そのことが大きな減額要因と思っております。

石川委員：

わかりました。ありがとうございます。

《審議結果》

承認

議案第3号 令和2年度準要保護児童生徒の認定について

秘密会

《審議結果》

条件付きの承認

7 案件

## 報 告

報告第 1 号 県費負担職員の内申について

秘 密 会

報告第 2 号 県費負担職員の内申について

秘 密 会

報告第 3 号 ふれあいプラザの休館日の変更について

勝田生涯学習課長：

報告第 3 号 ふれあいプラザの休館日の変更について説明いたします。このことについて、冒頭、教育長から説明がありましたが、ふれあいプラザさかえの設置及び管理に関する条例施行規則第 3 条に定める休館日に、施設の一部を使用できることとしたので報告します。使用者としては N P O 法人ねむの里、使用日は本日の令和 3 年 2 月 2 4 日午前中の 8 時から 1 2 時です。場所はふれあいプラザさかえ内のねむの木レストランです。裏面を見ていただいて、こちらは N P O 法人ねむの里から令和 3 年 2 月 4 日付けに出された要望に対しての、教育長からの施設使用承諾書です。こちらにつきましても、当該使用日はふれあいプラザさかえの休館日での使用であり、今回限りの特例の措置であることを踏まえていただき、下記の事項を厳守してください。また、当日は、職員の指示に従い行動するようお願いいたします。ということで、厳守事項を記載させていただいて、使用してもらっています。

こちらにつきましても、事前に教育長に文書にて申請し、決裁をいただいて、特別に施設の使用を許可してもらっている形になっています。

## 8 各課等の報告

磯岡教育総務課長：

3 月の行事予定表についてです。3 月 2 4 日に教育委員会会議を行います。その当日の 1 時 1 5 分より、総合教育会議の開催を予定しています。

また、令和 3 年度教育委員会会議・委員勉強会及び視察研修の開催予定日について両面の文書にてお知らせします。これは、先ほど教育長より活動報告の中で話があったように、教育委員会の活性化を図るということと予算編成などで委員さんの意見を反映していきたいということで、そのため、教育委員会会議の二週前に委員さんたち

の勉強会あるいは視察研修会を計画しています。その委員勉強会をもって教育委員会内の課長会議を行い、教育委員会会議を開催するという予定を作らせてもらいました。このことは、議案前に委員さんの勉強会を経ることと議案の漏れがないようにすることをねらいとしています。

次に、令和3年第1回栄町定例議会が来週から始まりますが、議員さんから教育委員会への一般質問の内容についてお知らせします。

高萩議員から、二つの質問があります。一つ目は、「ヤングケアラーの実態調査と支援について」です。18歳未満で、家族の介護や世話、家事を担うのがヤングケアラーと言われています。子供たちは、自分が親の介護をしていることを仲間になかなか打ち明けられず、周囲の大人にも状況が見えにくく疲労や睡眠不足で学校生活や勉学に支障をきたしても、教師に理解されず、不登校になるケースもあると言われております。①栄町の小・中学校では、ヤングケアラーの実態調査を具体的にどのように実施されたのか。その結果は、どうであったのか。②ヤングケアラーについての支援策について伺います。というものです。

二つ目は、「小・中学校で実施されているプログラミング学習について」です。日本は、何を指してこのプログラミング学習を取り入れたのでしょうか。①この分野における先進国のどの国の取組を参考にしたのでしょうか。②日本においては、いつから、取り入れられるようになったのですか。③先進国の実践から、何が成果でどのような課題があるかをふまえ、日本で実施する場合は、どのような方針で行うようになったのですか。④これまでの日本の実践において、どのような成果があり、何が問題点として出てきたのですか。⑤栄町の小・中学校における実践とは、どのようなものでしょうか。そこから、どのような成果と課題が出ていますか。というものです。

松島議員からは、「GIGAスクール構想、ICT教育について」です。ハード・ソフト両面における進捗状況と今後の日程、期待される成果、展望についてお尋ねします。というもので、二人の議員から教育委員会へ質問が挙げられています。

最後に、栄中学校の校庭の工事が、先週に完了して、財政の検査も終わりました。内容としては、以前、工事を行った部分の野球場側の暗渠と排水管等の整備を行っており、より排水機能の向上を高めたということです。神社側の山の方の傾斜部分に水が流れていくということなので、その工事で発生した残土を利用して土手のようなものを造り、そちらの方に流水しないようにして、下の住民の方に水が流れていかないように対応しました。

鳥羽学校教育課長：

学校教育課より経過報告をします。はじめに、議案として提出できず申し訳ございませんでしたが、お手元にある、「栄町教育委員会における今後のGIGAスクール構想について（案）」についてご説明させていただきます。

各校へのタブレットの導入が終了し、実際に授業での活用を行っているところです。委員の皆様方にも、教育委員会会議の折りにその一端にふれ、体験していただいたところです。そこで、今後の展望も含め、教育委員会としての方向性をお示しすることが必要であると考え、作成いたしましたのでご確認いただきますようお願いいたします。

1 これまでの経緯についてです。これは、これまでもお話したところもあると思いますので、省略いたします。

2 栄町教育委員会のICT教育の今後の展望についてです。栄町教育委員会では、令和2年度「栄町学校教育指導の充実」の中で、プログラミング教育について、「プログラミング的思考を育むプログラミング教育の充実・プログラミングの働き等に関する『気付き』やコンピュータを生かそうとする『態度』の育成を図るとともに、各教科の学びをより確実なものとするができるよう取り組む」としています。

情報モラル教育としては、「情報モラルの向上に向けた取組の充実、道徳や各教科等の年間指導計画に基づいた系統的な情報モラル教育の実施、家庭、そして、地域と連携した情報モラル教育を図るための情報提供と啓発事業の実施」を示しています。

現行の学習指導要領では、「情報活用能力」を、「言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、『学習の基盤となる資質・能力』と位置付けるとともに、『各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る』こととしており、栄町教育委員会でも、これに沿った取組を実施していくこととしています。

今後は、情報活用能力を言語能力とともに学習の基盤となる資質の能力と位置づけ、様々な学習の場面で、タブレットを活用することにより、情報活用能力を身につけていきます。また、各自の興味関心に応じ意欲を高め、深めていける学習や、児童生徒同士が関わり、ともに学び合う学習ができるようにし、これらを通じて、総合的に児童生徒の生きる力の育成に結びつけていくようにしていくものとします。

3 具体的な取組の方向性についてです。各校に整備された1人1台端末を活用し、様々な学習に活用することにより、児童生徒が自在に端末を扱うことができるようにする。

次に、端末の活用をとおして、以下の情報活用能力を養います。A情報活用の実践力についてです。①課題や目的に応じた情報手段の適切な活用。②必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造。③受け手の状況などをふまえた発信・伝達になります。

B情報の科学的な理解についてです。①情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解。②情報を適切に扱い、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解になります。

C情報社会に参画する態度についてです。①社会生活の中で情報や情報技術が果た

している役割や及ぼしている影響の理解。②情報モラルの必要性や情報に対する責任。  
③望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度になります。

また、緊急時においては、家庭へ貸出し、オンライン環境を活用し、健康観察などの状況確認を行ったり、オンライン学習、動画配信などを行ったりすることにより、家庭でも、安心して学習に取り組むことができるようにしていく。平常時においても、ラインズ等の導入した学習支援ソフトを活用しながら、個々の学習課題などに取り組むことができるようにしていくになります。

藤ヶ崎教育長：

来月の総合教育会議では、町長より「栄町教育委員会における今後のG I G Aスクール構想」について話し合いを行ってほしいということです。

弘海委員：

保護者の目線からです。私はこの教育委員会会議でいろいろと話を聞いているので、「G I G Aスクールの構想」については、ある程度の理解はできているのですが、保護者の方からしてみると、「G I G Aスクールの構想」とは何ぞやと思っています。プログラミング学習を始めると言っていますが、どんなことをするのか保護者同士でも話をしています。私がこの前の委員勉強会で体験したプログラミング学習は、自分が想像している内容とは違っていました。保護者が想像している授業というものは、文字がいっぱいでできて、プログラミングを作るなど難しいことを学校で教えてもらえると認識しているように感じます。ただ、学校でやっているのは、そういうものではなくて、指示文が書かれたコマを組み合わせ、物を動かすという子供たちに興味を持たせるという授業から始まっているもので、保護者の方へはプログラミング学習の内容をわかってもらうために、今はコロナ禍で授業参観ができない状況ですが、動画でプログラミング学習の授業の様子を配信するとか何らかの形でアピールした方がよいと思います。そうすれば「G I G Aスクールの構想」について保護者にも伝わりやすくなると思います。子供の教育に関心がない保護者は、「G I G Aスクールの構想」について何も知らないし、プログラミング学習をやっているとせば、「自分の子供は、将来、プログラマーにさせる。」と言っているレベルです。学校でのプログラミング学習の授業は、そういうものではないということをきちんと知らせる必要があります。保護者と学校が違った認識をもっているようにも感じます。

鳥羽学校教育長：

いただいたご意見は、学校にも文書において周知していきたいと思います。また、こちらから、保護者に向けて周知を図っていきたいと思います。



弘海委員：

この前の委員勉強会で体験させてもらったプログラミング学習は、子供たちにとっては、とても興味深く楽しい授業だと思います。国語科の読解力がなければ、課題に取り組めないし、右回りなのか左回りなのかどれくらい進めばいいのかなど、正しく読み取れないとプログラミングができないものです。これらのことを保護者も知るべきだし、家庭でも取り組むことがあるので、保護者の方にもプログラミングについての知識、学習の仕方などについて知っておいてもらう必要があると思います。その方が、GIGAスクール構想がスムーズに進んでいくようになると思います。よろしくお願いたします。

藤ヶ崎教育長：

教育委員さんたちも、文部科学省の課長さんから、千葉県教育委員会連絡会の何回かの研修会などで講義を受けてきました。私も東京での研修会で、「GIGAスクールとは、動画がスムーズに動くことだ」と文部科学省の課長さんが話をされていました。ですから、各学校で、それぞれ子供たち全員がタブレットを開いて、動画を見た時にスムーズに動かないと、GIGAスクールとは言えないことになります。

プログラミング学習がテレビ等でだいぶ押し出されていますが、実際の小学校では、算数科、理科、総合的な学習の時間で実施することになります。中学校では、もうすでに前の学習指導要領から入っていますので、現行でも授業が行われています。教育委員の皆さんには、昨年の中学校の教科書採択の勉強会で示したように、技術科の教科書の中で、プログラミングがかなり細かく掲載されていました。その学習内容は、義務教育の段階でも、私が知らないこともかなりあります。小学校では、限られた内容で教えることになります。プログラミング学習については、一人歩きをしているように感じます。

弘海委員：

そのとおりです。子供がユーチューバーになりたいから、プログラミングの授業も始まったし、そちらの方向に自分の子供を行かせたいという保護者がいます。ただ、そのレベルの授業ではないと思います。保護者として、学校に大きな期待をもっています。その部分で学校と保護者の思っていることの違いが起きています。それでは、学校側も困ると思います。

藤ヶ崎教育長：

おおいにあります。そのような話題も総合教育会議に出てくるかもしれません。

中島委員：

現在、ICT教育のことにに関して、学校の方でこんな問題が出てきているということはありませんか。相談とか報告はありますか。

藤ヶ崎教育長：

今日、人事評価に関する資料の中で、授業中にタブレットの画面が止まってしまうことがあるという話がありました。そのことについて担当者及び業者は前からわかっていたのか、と思っています。全員が動画を見てもスムーズに見られるというのがGIGAスクールだと、文部科学省の課長さんが話されていたので、少し困った部分ではあります。そのために、GIGAスクールで大きな予算を配当していますので、その話を聞いてどうなっているのだと憤りを感じました。

石川委員：

全学年が一斉で使用すると、システム上のトラブルで止まってしまうということですか。

藤ヶ崎教育長：

それでは、GIGAスクールではないのですが。

石川委員：

週1回程度のICT支援員のサポートとなっていますが、先生方の技量の足並みを揃えるということは、とても難しいことだと思います。私はパソコンが苦手なので、得意な先生と不得手な先生で差がでてしまうのではないかと、少し気になります。

鳥羽学校教育課長：

学校の方でもICT支援員さんに来ていただいて、授業の中で先生方に支援をしていただいています。それと合わせてパソコンの基本的な使い方についての研修会を設けて、職員で共通理解を図っています。

石川委員：

それだけでなく、コロナ禍の対応で消毒などの作業も入っていて、先生方が大変な思いをしているのかなと感じています。働き方改革が言われている中で、学校の先生方は大丈夫かなと心配です。週1回のICT支援員のサポートだけで大丈夫なのかも心配です。

藤ヶ崎教育長：

そのとおりだと思います。これからも、現行の学習指導要領に沿う形で学校では、

指導していくことになります。

弘海委員：

学校に見学に行った時に、学年内で習字の得意な先生が両学級を同時に指導して、もう一人の先生が両学級をサポートしながら授業を行っていました。それもある意味、得意な先生が授業をしながら、もう片方の先生が補助するというので、パソコンの学習でもできると思います。そうすれば、働き方改革にもつながっていくように思います。もちろん、それぞれの学校のやり方だと思いますが、パソコンについては不得手な先生もいると思うので、校内でうまく対応していければよいと思います。不得手な先生に無理に得意になってと言うとプレッシャーになるだけだと思います。授業の中で子供たちが困らなければ、よいことなので、各学校で対応してもらえればよいと思います。

藤ヶ崎教育長：

ありがとうございます。20年位前から、小学校でも高学年を中心に体育科の得意な先生と音楽科の得意な先生が交換授業を行うことを進んで実践するように指導がありました。今では、そのこともだいぶ進んできていますが、最近の中教審の答申において、新たに財務省で小学校にも専科教員を配当していこうという内容が載せられていました。もちろん、すべての学校に一人ずつ配当されるわけではありませんが。

ちなみに平成29年度の時に県から小学校の英語専科を安食小学校に一人配当してもらいました。それが今も続いていて、栄町の小学校に配当されています。その英語専科を3年生以上の外国語活動の担当教諭にして、担任とALTと一緒に授業を行ってもらおうと思っていたのですが、英語が不得手な学級担任がALT、英語専科と一緒に授業を行うよりは、働き方改革の改善も踏まえて、その時間を学級担任は教材研究及び事務処理の時間として組むようにしました。

これからは、小学校の専科教諭も増やしてもらえるものだと思います。そうすると、中学校にもつながり、中一ギャップということも少なくなっていくのではないかと思います。このも文部科学省のねらいだと思います。

弘海委員：

栄町は小さいので、これから専科教諭の配当が回ってきにくいと思いますが、子供たちのためにも早く専科教諭の配当が回ってきてほしいものです。

藤ヶ崎教育長：

こちらからも、同じように働きかけをしていきたいと思っています。

鳥羽学校教育課長：

次に、新型コロナウイルス感染症関係ですが、2月中も児童生徒に罹患した者はいませんでした。保護者や家族で陽性になった家庭が数件ありましたが、内1件、母親が罹患し、ホテルへ隔離、父親・児童は陰性という家庭があり、児童は現在2週間の自宅待機中となっています。

次に、卒業式の対応についてです。栄中学校が3月12日の金曜日、各小学校が3月19日の金曜日に卒業式を行います。ご案内のとおり、教育委員会からは参加せず、メッセージを読み上げていただくよう考えております。

また、町長からは、ビデオメッセージとして、作成したものを各学校にて、保護者控室、卒業生教室等で流し、ご覧いただくよう準備をしています。

次に、先ほど教育長の経過報告にもありました、児童のいじめに関する案件です。町内小学校1年生の保護者（父親）が2月9日に学校教育課へ相談に訪れ、発覚したものです。

学校はいじめを把握していたにもかかわらず、具体的な指導や保護者への連絡を十分に行うことができず、対応が遅くなり、保護者の不信を招く結果となっているのが現状です。

教育委員会としては、指導主事、課長で校長等より聞き取りを行い、指導及び支援を行ってきたところですが、今後も、引き続き、学校が保護者の理解を得られるよう、児童への適切な対応と保護者への丁寧な対応について、指導及び支援をしていく考えです。以上が、児童のいじめに関する案件についての説明となります。

勝田生涯学習課長：

3月3日、ふれあいプラザさかえの開館前を利用して、防災訓練を実施します。こちらは、火災を想定しての避難の仕方について全職員で実施するものです。

続きまして、別冊資料の1、2、3ページの2月の図書室の到着案内についてです。一般書及び雑誌を37冊購入しました。一般書及び雑誌の主なものとしては、1月20日発表の芥川賞「推し、燃ゆ」宇佐見りん著、直木賞「心淋し川」西條奈伽著の作品のほか、4月14日発表の本屋大賞2021のノミネート作品「8月の銀の雪」伊与原新著、2021第19回このミステリーがすごい大賞「元彼の遺言状」新川帆立著など文学本その他、グーグル、ウィンドウズ等のコンピュータ関係等、利用者ニーズの高い本を購入しました。

児童書の購入については、11冊購入して、子供たちに大人気の「ふしぎ駄菓子屋シリーズ」、「6年1組黒魔女さんシリーズ」等、今月は人気シリーズ中心に購入しております。学校等にも配布し、活用いただいています。

3、4ページは、岩屋古墳周辺エリア環境整備委託についてです。8月補正予算の地方創生臨時交付金を活用し、実施してまいりました。本事業については、おおむね

終了いたしましたのでご報告いたします。今後は、文化財の公開事業や観光部門と協力し活用してまいります。本事業の受注者は、株式会社栄建工業で、契約金額は、2,970,000円です。工期は、令和2年11月25日から令和3年2月26日です。面積は、岩屋古墳エリアが9,600㎡、浅間山古墳エリアが4,640㎡です。ドローンによる空撮を行いましたので、そこで撮影された岩屋古墳周辺エリアの様子をご覧ください。とてもきれいに整備されていますので、機会がありましたら、様子をぜひ見に行ってください。

5、6ページについてです。コロナ禍におけるふれあいプラザさかえの施設運営について、現在、緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことを受けて、19時までの時間短縮や部屋の定員の変更等、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を取りながら運営しています。今後、緊急事態宣言の解除等により千葉県から何らかの要請の変更が考えられますが、次回の教育委員会議が3月24日であることから、今後の対応は、新型コロナウイルス感染症対策本部等の決定事項の報告となりますがご了解ください。

なお、今後の対応について考えられる点は、ふれあいプラザさかえについては施設利用の時間短縮の変更や屋外運動施設の時間短縮の変更、屋内体育施設については学校体育館が卒業式及び入学式行事の関係から4月初旬まで利用不可となっていて、社会体育館の酒直体育館及び北辺田体育館の利用再開については、印旛郡市内の医療体制や近隣市町の状況を検討し判断していきたいと考えています。

また、新型コロナウイルスワクチン接種会場として、ふれあいプラザさかえ文化ホールを使用するとの方針が出たことから、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで貸出しを中止いたします。なお、例年行っています、1月の成人式については、新型コロナウイルスワクチン接種の具体的な日程等がわかるようになってから対応策を考えていきたいと思っております。

次に、広報さかえよりご案内いたします。「さかえオープンゴルフ大会」については、後ほど共催依頼を提出していただきます。内容については、日程が5月19日の水曜日、会場は、成田ヒルズカントリークラブ。参加費は、2,000円。プレー費はキャディー無しで10,000円。先着80名の参加となっています。申込みは、4月25日までに、ふれあいプラザさかえ窓口となっています。

その他の報告事項として、健康ポイントの事業についてです。1月の教育委員会会議で石川委員より提案のありました事業について、関係する課に確認いたしましたのでご報告いたします。

この事業は、千葉県健康福祉部健康づくり支援課が行っている「元気ちば！健康チャレンジ事業」で、印旛郡市内では、佐倉市、富里市、四街道市がすでに取り組んでおり、令和3年度から成田市と酒々井町が取組を始めます。主な事業内容ですが、県内各市町村の実施する健康ポイント事業に参加し、一定以上のポイントを獲得すると、

県の承認を受けた協賛店で優待サービスを受けられる事業です。

町健康介護課では、副町長や産業課等と調整した結果、新型コロナワクチン接種事務が新たに増えることから、来年度の実施は未定と聞いています。なお、今年度の町健康ポイント事業は3月3日まで申請期間となっています。

次に、令和3年学校開放事業利用者団体登録申請受付についてです。令和3年度に学校施設を利用する団体に登録申請についてお知らせするものです。2月14日で一旦、締め切りを行っており、今の段階で30団体となっています。昨年度に比べると、2団体が減少となっています。

また、栄町歴史講座として、1月の教育委員会会議では、コロナ禍のために日程をずらし、3回の講座で開催を準備しておりましたが、緊急事態宣言が3月7日まで再要請されたことを受けて、事業を中止とさせていただきます。

ふれあいプラザさかえ利用サークル連絡会の発表につきましては、例年、3月初めに行っている「ふれあいプラザ祭り」が新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、中止としましたが、その代替え措置として、成果発表を希望するサークルの発表の場を設けてほしいという依頼がありました。そのことで調整していましたが、今回の緊急事態宣言の再要請を受けて、こちらの代替え措置も中止といたしました。

会議報告としましては、2月19日に竜角寺台小学校で、学校支援本部会議が開催され、職員が参加してきました。2月20日には、教育長にご参加をいただき、社会教育委員会会議を開催しました。2月26日には、ふれあい推進員交流会をふれあいプラザさかえ大会議室で開催しました。

亀田給食センター施設長：

令和3年1月給食月報についてです。給食回数は15回、給食数については1,211食、収入予定額が5,727,647円です。こちらは、例年どおりの内容で大きな変動はみられません。

特記事項としましては、1月8日から3学期の給食が開始されました。12月分の未納世帯へは納付書を発送しました。1月21日に庁内関係課との収納対策会議を開催しました。1月27日に過年度滞納者との納付相談を行いました。こちらにつきましては、申出書により裁判所に訴える旨を伝えたと、滞納者から分納についての申し出がありましたので、対象者に分納誓約を書いてもらい、今回は法的措置を見送るということになりました。

また、もう1件同様の事案がありまして、こちらも滞納者から分納についての申し出がありましたので、対象者に分納誓約を書いてもらい、今回は法的措置を見送るということになりました。

1月29日から新入生保護者説明会を各学校で開始しています。内容は、給食費に関する保護者への通知についてのお知らせ及び説明です。

来年度の第3子への給食費無償化については、3月から申請の受付を行います。保護者へは各学校のマチコミメールや町のホームページを使って周知をしていきます。申請の期限は4月の2週目までとなります。その申請書を確認して承認した時は、該当児童生徒の4月からの給食費は無償化になります。このように令和3年度も第3子への給食費無償化を実施していきます。

## 9 その他

弘海委員：

一つ目は、先日ふれあい推進委員会議に参加してきた時の話です。その時に教育委員会に確認をしてほしいということをおっしゃいました。植樹作業を2月3日に行った時のことです。坂の上に桜の木があって、木が腐ってきていて、枝を切り落とそうとしたが、高さがあって下からは切ることができなくて、木が腐ってきているので木の上に乗ることもできなくて困っている。その作業をするためには高所作業車が必要になり、借りるための費用がかかり、その費用はどこから出してもらえるのかを学校側に相談したが、まだ返答はなく、子供たちの安全のために教育委員会で費用を出してもらえるのであれば、早急に対応していただいて作業をしたいという話でした。学校か教育委員会のどちらかが、費用を出してもらえるのか確認してほしいということでした。

二つ目は、最近不審者が増えてきているように思います。各小学校区の保護者からも不審者の情報を聞きます。その中で、各地域内では不審者の情報はマチコミや学校からの連絡文書で伝わっているようですが、他地域へはその情報は伝わっていないということです。第一近隣公園で児童の自転車のかごの中にいかがわしい本が入っていたということがあり、児童が保護者に伝え、保護者が学校に連絡して、学校からは交番に連絡をする旨をおっしゃり、対応したということです。この内容は該当児童の学校の保護者には周知されましたが、第一近隣公園は他の小学校の学区でその小学校の保護者には伝わっていなかったということです。栄町で起きた不審者の情報については、町内の小中学校で共有できた方が保護者にとっては助かると思います。また、不審者に対しての保護者を含めた大人の目が増えることで、子供たちの安全性が高まると思います。ぜひとも、不審者情報については、町内の保護者が共有できるように全小中学校からマチコミメールなどで連絡してほしいです。

三つ目は、学校の体育館の駐車場に営業車が停まっていて、そこで弁当を食べていたり仮眠をとっていたりして、普通に1時間、2時間と車を停めています。また、以前には、近所の方がその駐車場に車を停めて洗車していたということがあったということです。そのことを防ぐために、関係者以外の立ち入り禁止の看板を立てるなどの対策をした方がよいと思います。

藤ヶ崎教育長：

私が赴任する前の平成26年度までは体育館駐車場の入口のポールは立ててありました。何かある時にはポールを全て下ろして、夕方にポールを全て立てると大変な思いをしていました。その年の保育園の運動会で駐車場を貸し出した時から、駐車場は町の財産なので、開放しようということで入口のポールは下ろしたままにしました。

浦添市などは、学校に職員が車を乗り入れてはだめだということになっていました。市川市も職員の駐車場をつくるなら、子供たちの遊び場を増やした方がよいという考えでした。あちらは、交通網が発達していますので、公共交通機関を利用しても十分通勤できます。逆に車を利用することで交通渋滞にはまって遅刻することがあるそうです。公共交通機関を利用した方が公共交通機関の遅れで遅刻した時は、遅延証明書が発行されるのである意味安心です。どうしても自家用車で通勤したい職員は、学校の近くに個人で駐車場を借りているということです。

先ほどの体育館の駐車場の開放については、問題が起きているようであれば、また入口のポールを立ててもよいと思います。

弘海委員：

駐車場を閉じなくてもよいと思います。看板を立てることで解決するように感じます。各学校の入口の所に看板が立てられていて、来校する時は、学校または教育委員会に連絡してくださいという文言が書かれています。安食小学校は一区坂の学校の入口には、他の学校と同じように看板が立てられていますが、少し特殊な造りになっていて体育館用の駐車場が別の所にあり、その体育館駐車場の入口には看板が立てられていません。そこに看板を立てて、「来校する時は、学校または教育委員会に必ず連絡してください」ということをアピールしてもらえれば、大丈夫かなと思います。それでも入ってくる人は、わかって入ってきているということです。

藤ヶ崎教育長：

体育館横のテラスの手前側に倉庫が新しく建てられましたが、以前はその所に大きな看板が立てられていました。その看板には、学校の敷地内に入る時は、学校または教育委員会へ必ず連絡してくださいという内容が書かれていたと思います。今は、それがなくなってしまったのでしょうか。

弘海委員：

今は、それはないように思います。

藤ヶ崎教育長：



看板が立っていた所は、緊急時用の倉庫が建てられましたので、撤去されたのかもしれない。もし、必要であれば体育館駐車場のポールを上げるようにすればよいと思います。鍵さえつけなければ、上げ下げは簡単にできるようになります。

弘海委員：

昼間は明るいのでまだよいのですが、頻繁に入ってきて使っているようだと言います。体育館の駐車場は子供たちのいる学校内でもあり、不審者も増えてきているので、少し気になりました。

藤ヶ崎教育長：

あの駐車場は、開けておかないと朝と夕方に子供たちを送迎する保護者の車が路上に停車させていて、交通安全上、危ないということがありました。

最終的には、校長先生の判断でよいと思います。

弘海委員：

それでは、学校側に話をしてみます。

磯岡教育総務課長：

桜の木の伐採についてです。高木の剪定とかの高所作業車の予算とかは、今年度の補正予算でも計上していませんし、令和3年度の当初予算でも挙げていない状況です。今後、費用がどれくらいかかるのかを調べながら、次の補正予算などに生かしていきたいと思います。

弘海委員：

高所作業車のレンタル費用は20,000円位になるそうです。借りるのであれば借りてもよいけれど、お金の出どころはどうなるのか。ということでした。

磯岡教育総務課長：

木を切った処分費とかは、どうなりますか。

弘海委員：

いつもの植樹作業の時は、町のトラックを借りて搬出してもらっているのだから、無料で処理されていると思います。

磯岡教育総務課長：

ということであれば、高所作業車のレンタル料はこちらの方でも確認させてもらい

ます。

弘海委員：

では、その内容について連絡先を伝えるのでふれあい推進委員と学校へ話をしてもらうようお願いしてもよろしいですか。

磯岡教育総務課長：

わかりました。

弘海委員：

では、後ほど連絡先をお知らせします。

藤ヶ崎教育長：

その内容を一番知っているのは、学校の教頭先生だと思いますので、教頭先生に連絡してもらった方がよいと思います。

高所作業車を運転するには、免許の資格が必要なもので、それは大丈夫ですか。

弘海委員：

たぶんいると思います。今回は、どうしたらよいのかを聞いてほしいということだったので話させていただきました。

鳥羽学校教育長：

不審者情報については、町内共通で保護者に知らせるようになっていきます。ただし、第一近隣公園の件については、不審者というよりは自転車のかごに物を入れたということだったので、町内全体には流していません。警察から連絡があったものとか、学校からの不審者情報は、各学校の方へ伝えるようにしています。その後、各学校のマチコミメールを使って保護者に知らせるようにしています。

弘海委員：

できれば、中学生でもそのような事案があった時は、気を付けるように各家庭や子供たちに知らせてほしいです。そのように必ず周知してもらえれば、保護者も安心すると思います。

藤ヶ崎教育長：

以前は、学校同士で、関係する学校に連絡し合うこともありました。その方が情報共有は早いものですから。

成田市で私が勤務していた時は、学警連を利用しながら、内容が関係する近隣学校へすぐ連絡をするようにしていました。以前は不審者情報があった時に、すぐに栄中学校に連絡をして、職員が動いてくれて不審者を捕まえたということがありました。町の緊急放送で流すには、まだ憚られるかなと思っています。

弘海委員：

その場合は、保護者の方から学校に連絡をするということですか。その後は、学校判断で連絡が伝えられるということですか。

藤ヶ崎教育長：

そのようになると思います。校長会や教頭会で統一して対応するようにしていけばよいと思います。ほとんどが警察に連絡するより先に、学校に連絡することが多いです。一番先に学校に連絡されても対応することが限られてくるので、一番先に警察に連絡して対応してもらうようにした方がよいです。常々、不審者のことで何かあったら、真っ先に警察に連絡するように保護者にしっかり伝えていった方がよいです。

弘海委員：

保護者の中でも、子供が不審者に遭った時に、どうしたらよいかわからない人がまだいます。学校の方からでも、「子供が不審者に遭った時は、まず警察に連絡をしてから、警察に連絡した旨を学校に連絡するようにしてください。」と保護者に伝えた方がよいと思います。

藤ヶ崎教育長：

第一近隣公園の件は、私の方も知らされていきました。保護者が栄交番に連絡しに行ったのですが不在で、本署に連絡したということです。

大久保委員：

私も同じ考えです。保護者の方は、警察に電話しにくいようです。訓練しないと電話できないようです。慌ててしまうと、うまく内容を伝えられないので、どこかで110番や119番に電話する練習をした方がよいと思います。

何かあった時は、まず警察に連絡すること。学校の方でも保護者から連絡があつて急を要する時は、すぐに警察に連絡すること。また必要に応じてすぐに警察に連絡することを共通理解したり、訓練したりした方がよいと思います。

不審者は暖かくなってくる2、3、4月の春先が多いので、特に気を付けるようにしてほしいです。勤務していた中学校では、朝練習の通学中に不審者に遭うことが多かったです。その中で、女子生徒が車に連れ込まれそうになったことがあり、そのこ

とで女子生徒がトラウマになってしまったということがありました。近隣の中学校でも同様の事例が起きていました。

警察からは、地域の人たちの協力を得て、子供たちを見守っていくことが一番だと言われました。保護者の皆さんの自転車のかごに「パトロール中」の表示を付けてもらって買い物に行くとか、近隣をパトロールしてもらうとかするだけで、効果はあるということです。不審者は、下見でその場所に行くので、「パトロール中」の表示を多く見れば、ここは安全意識が高い場所なので、やめておいて他の場所に行こうということになるそうです。残念ながら、不審者の事件がなくなることはないそうです。

校長会議や教頭会議でよいので、学校側に伝えていただいて、学校から保護者の方に繰り返し啓発活動を続けていってほしいと思います。

藤ヶ崎教育長：

関係学校との連絡は、校長会議や教頭会議で共通理解していきたいと思います。

弘海委員：

保護者には、まずは警察に連絡をして、次に警察に連絡したことを学校に伝えていくということを周知してほしいです。学校が真っ先に連絡をもらって、学校から警察に連絡してもどうということなのかがはっきりしない場合があるので、うまく対応できないこともあるはずですよ。

藤ヶ崎教育長：

そのようにしていきたいと思います。

## 10 教育長閉会宣言